

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年12月8日（令和4年（行情）諮問第712号）

答申日：令和5年9月7日（令和5年度（行情）答申第273号）

事件名：特定刑事施設を保管場所とする自動車に係る自動車検査証の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

自動車検査証（特定刑事施設保有）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月3日付東管発613号により、東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の決定を取り消す、との裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

決定通知書第2項記載の不開示部分はいずれも、法5条4号に規定される不開示情報に該当しないと考える。

しかしながら仮に上記主張が認められないとしても、以下の部分は法6条1項により部分開示されるべきである。

処分庁は、法5条4号該当を理由として、自動車検査証中の乗車定員、車両重量、車両総重量、長さ、幅、高さ、前前軸重、後後軸重欄の多くを不開示とした。ところで、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の第18号様式によれば、自動車検査中には乗車定員の単位として「人」、車両重量、車両総重量、前前軸重、後後軸重の単位として「k g」、長さ、幅及び高さの単位として「c m」が記載されている。そして、前記単位は法5条4号に該当しない。また、前記単位以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和3年12月24日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書についてその一部（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とした原処分に対するものであり、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているものと解されることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分のうち、別表番号1に掲げる部分を除いた部分について

本件不開示部分のうち、別表番号1に掲げる部分を除いた部分は、特定刑事施設が管理する自動車の「自動車登録番号又は車両番号」欄（これに対応する右下のQRコードを含む。）、「車体の形状」欄、「車名」欄、「乗車定員」欄、「車両重量」欄、「車両総重量」欄、「車台番号」欄、「長さ」欄、「幅」欄、「高さ」欄、「前前軸重」欄、「後後軸重」欄、「型式」欄、「原動機の型式」欄及び「総排気量又は定格出力」欄の各記載内容部分の全て並びに「備考」欄の各記載内容部分の一部が記録された部分であり、当該部分に記載された情報を公にすると、当該自動車の車種等の特定が可能となる結果、特定刑事施設の被収容者の護送等の移動時において、逃走や外部からの被収容者の身柄の奪取、逃走の援助等を企図する者、また、職員に対して危害を加えようとする者にとっては、当該不開示情報から事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、これらの事態が引き起こされる危険性を高めることとなり、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められることから、これらの情報は、法5条4号に規定される不開示情報に該当する。

さらに、審査請求人が主張している法6条1項による部分開示の可否について検討すると、これらの情報は、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことが可能であるものの、当該部分を除いた部分は、情報として有意性を持つものではないことから、同条1項ただし書の規定により、部分開示を行う必要は認められない。

(2) 本件不開示部分のうち、別表番号1に掲げる部分について

本件不開示部分のうち、別表番号1に掲げる部分に記載された情報は、公にしたとしても当該自動車の車種等の特定が可能とはいえないことから、当該情報は法5条4号に規定される不開示情報に該当せず、そのほか同条各号に規定される不開示情報に該当する理由も認められない。

3 原処分の妥当性について

以上のとおり、本件不開示部分について、別表番号1に掲げる部分を除き、当該不開示部分を法5条4号に規定される不開示情報に該当するとし

た原処分は、妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 令和5年7月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月1日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定刑事施設が保有する自動車の自動車検査証であり、処分庁は、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めていると解されるが、諮問庁は、理由説明書（上記第3の2（2））及び当審査会の確認への回答において、別表記載の点を除いて原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、諮問庁が、なお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

###### （1）本件不開示維持部分について

本件不開示維持部分の範囲に関して、諮問書に添付された開示実施文書（対象文書（写し）。以下「開示実施文書」という。）と理由説明書における諮問庁の不開示部分の説明（上記第3の2（1））を対比すると、開示実施文書では不開示とされている「最大積載量」欄、「型式指定番号」欄及び「類別区分番号」欄については理由説明書に記載がなく、また、理由説明書において「各記載内容部分」の全てが不開示であるとされている「車体の形状」欄及び「乗車定員」欄については開示実施文書では一部開示されているので、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

諮問庁においても、処分庁と同様に、特定刑事施設が保有する自動車の車種等の特定が可能となるような自動車の情報が記載された部分は、「最大積載量」欄、「型式指定番号」欄及び「類別区分番号」欄を含めて法5条4号に規定される不開示情報に該当すると考えている。

また、「車体の形状」欄及び「乗車定員」欄の記載内容部分の一部が開示されている点については、同号に規定される不開示情報に該当し、本来不開示とすべきであるが、処分庁に確認したところ、誤って開示実施したものであるとのことである。

そこで、この諮問庁の説明も踏まえて、当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示維持部分は特定刑事施設が管理する自動車の「自動車登録番号又は車両番号」欄（これに対応する右下のQRコードを含む。）、「車名」欄、「最大積載量」欄、「車両重量」欄、「車両総重量」欄、「車台番号」欄、「長さ」欄、「幅」欄、「高さ」欄、「前前軸重」欄、「後後軸重」欄、「型式」欄、「原動機の型式」欄、「総排気量又は定格出力」欄、「型式指定番号」欄及び「類別区分番号」欄の各記載内容の全て並びに「車体の形状」欄及び「乗車定員」欄の各記載内容の一部であると認められる。

## (2) 検討

ア 本件対象文書は、特定刑事施設が保有する自動車の自動車検査証であるところ、本件不開示維持部分を公にすると、当該自動車の車種等の特定が可能となる結果、特定刑事施設の被収容者の護送等の移動時において、逃走や外部からの被収容者の身柄の奪取、逃走の援助等を企図する者、また、職員に対して危害を加えようとする者にとっては、当該不開示情報から事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、これらの事態が引き起こされる危険性を高めることとなり、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められる旨の上記第3の2(1)の諮問庁の説明は、否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ したがって、本件不開示維持部分については、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

## (第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別表（諮問庁が新たに開示する部分）

番号	頁	不開示部分	開示箇所
1	全頁	欄外（文書左上「番号」）	全部
2	全頁	備考欄に記載の「自動車重量税額」「騒音規制（騒音カテゴリー）」「整備工場コード」	全部